

保育所等の利用調整基準表（その1）

保護者の状況			指数	
類型	細目			
居宅外就労	外勤	常勤又は常勤に準ずる者	月 140 時間以上の就労	9
			月 100 時間以上 140 時間未満の就労	8
			月 64 時間以上 100 時間未満の就労	7
		時給、日雇等の雇用形態で、常勤と比較して労働日数が少ない者（その他の不安定就労者にあつては、その従事時間の実態による。）	月 100 時間以上の就労	8
			月 64 時間以上 100 時間未満の就労	7
	自営・業務委託	中心者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	8
		協力者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	7
居宅内就労	自営・業務委託	中心者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	7
		協力者	月 64 時間以上の就労を常態としている者	6
	内職	4 時間以上の就労を常態とし、かつ、1 か月の収入が 2 万円以上である者	6	
出産	妊娠中又は出産後間がない者（産前 2 か月から産後 2 か月まで）		7	
疾病・負傷・障害者	疾病のある者	入院（1 か月以上）		10
		居宅内	常時病臥	10
			一般療養	8
	障害を有する者	身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A・B1 の交付を受けているとき。		10
		身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B2 の交付を受けているとき。		8
障害程度等級 4 級以下の身体障害者手帳の交付を受けているとき。		6		
看護等	同居の親族（長期入院している親族を含む。）を常時看護し、又は介護等している者		9	
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者		10	
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている者		5	
就学	月 140 時間以上の就学を常態としている者		9	
	月 64 時間以上 140 時間未満の就学を常態としている者		8	
その他	虐待	虐待を行っている又は再び行うおそれがある者	10	
	DV	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である者	7	
	障害児等	障害児その他特別な支援を必要とする者で、関係機関から保育の必要性を認められている 3 歳以上児の保護者	8.5	

備考

- 1 市長が上記に類する状態と認める場合は、その類する状態の指数とする。
- 2 常勤に準ずる者とは、週 5 日以上勤務している者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 1 年以上常時就労している者で今後もその就労が継続すると見込めるもの

- (2) 小学校就学前子どもを3か月以上認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。）等に入所させながら就労している者
- (3) 社会保険に加入している者
- (4) 前3号に類する者

保育所等の利用調整基準表（その2）

加点	父母がいない世帯	1
	父子又は母子世帯	0.5
	産休明け又は育児休業明けで復職する場合	0.5
	利用を開始することが予定されている時期に、兄弟姉妹が利用を希望する保育所等を既に利用している場合。ただし、申込みに係る小学校就学前子どもの出生後2か月以内に保育所等利用調整申込書を提出したときに限る。	0.5
	保護者が、保育士の資格を有しており、かつ、寝屋川市の区域内に所在する特定教育・保育施設において、常勤又は常勤に準ずる者として、月140時間以上、就労している又は就労することが内定している場合	1.5
減点	満60歳未満の同居の祖父母が府令第1条各号に該当しない場合	1
	満60歳以上65歳以下の同居の祖父母が府令第1条各号に該当しない場合	0.5
	就労の場合であって、現に就労中でなく、就労が内定している場合	0.5

備考

- 1 3歳児までの保育園（国松保育園）に入所している小学校就学前子どもが卒園するときは、他の保育所又は認定こども園において保育の実施を継続するものとする。
- 2 家庭的保育事業等において保育を利用している小学校就学前子どもについて、当該保育の提供が終了するときは、連携施設において保育の利用を継続できるよう調整するものとする。
- 3 前2項以外の小学校就学前子どもに係る利用調整は、指数の上位のものを優先し、同一指数の場合は、同一指数の者のなかで、次の表の優先順位により利用調整を行うものとする。

優先順位	1	保育所等の利用調整基準表（その1）による指数が高い方
	2	小学校就学前子どもの保護者が就労するに際し定められている就業規則等に規定している就労時間が長い方
	3	小学校就学前子どもが利用を希望する保育所等において、既に利用している当該小学校就学前子どもの兄弟姉妹の数が多き方
	4	小学校就学前子どもの属する世帯が、父母がいない世帯に該当する場合
	5	小学校就学前子どもの属する世帯が、父子又は母子世帯に該当する場合
	6	利用調整を行った日の属する年度（利用調整を行った日の属する月が4月から8月までの場合は前年度）の小学校就学前子どもの保護者の総所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額をいう。）が少ない方
	7	保育所等利用調整申込書の提出日から利用調整を行うまでの日数が多い方